

感染性産業廃棄物処理業者における
新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の
取扱い

公益社団法人全国産業資源循環連合会

令和3年9月1日

目次

1	新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱い.....	1
1.1	医療関係機関等から排出される感染性廃棄物を取り扱う場合.....	1
1.2	軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物を取り扱う場合.....	2
1.3	新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種会場から排出される廃棄物を取り扱う場合.....	3

1 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の取扱い

1.1 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物を取り扱う場合

- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）に基づき処理をする。
- 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）において示されている内容に準拠し処理をする。
- 特に、従事者の安全確保及び適正かつ迅速な処理をおこなうため「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）の「1.5 国際的に脅威となる感染症について」を参考に、同マニュアルの「4.2 梱包」、「4.4 施設内における保管」、「4.5 表示」、「5.1 委託契約」の内容について徹底するよう、医療関係機関等に改めて求め、適切な方法をあらかじめ協議し定める。その際、次ページに示す事項等に留意する。
- 感染性廃棄物を収納した容器は、必要に応じて、例えば「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（平成 30 年 12 月 27 日）に準じて当該容器外袋表面を清拭消毒して患者環境（病室など）から持ち出す等の容器外装の消毒方法等の取扱いについて、医療関係機関等と事前に協議し定める。現場では、事前に取り決められた方法に基づいた対応がされていることを確認して、受領する。
- なお、容器の破損や内容物の漏出等があった場合には受領せず、医療関係機関等に改善を求める。
- また、事前に取り決めた容器以外に収納されている場合、事前に取り決めた方法による表示がない場合、感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物と区別して保管していない場合には受領せず、医療関係機関等に改善を求める。
- 感染性廃棄物は梱包されたままの状態での焼却等を行うため、禁忌品が容器内に混入している場合には、その処理の過程で施設に障害が発生し、ひいては感染性廃棄物の処理体制に影響を与える可能性がある。このため平常時に増して禁忌品が混入しないよう医療関係機関等に分別の徹底を要請する。

（排出事業者である医療関係機関等は、感染性廃棄物を適正に処理する責任があり、処理過程での事故は医療関係機関等にも法的な責任が問われ得る。）

感染性廃棄物処理マニュアルの関係する記載及び留意事項について

感染性廃棄物処理マニュアル 該当箇所	留意事項
<p>4.2 梱包 感染性廃棄物は、容器に入れた後密閉する。</p>	<p>飛散・流出を防止し、安全・確実・迅速な処理を実施できるような方法を事前に排出事業者と協議し、確認しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 鋭利な物はプラスチック製で耐貫通性のある堅牢な容器を使用する。 ● 密閉できる容器であっても、容量以上の廃棄物を無理に上から押し詰めておく等により、運搬途中で蓋が外れることがある。容量に見合った量を入れ、蓋が外れない状態（密閉状態）が保たれるように梱包して排出する。 <p>など。</p>
<p>4.4 施設内における保管 感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければならない。</p> <p>4.5 表示 感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示するものとする。</p>	<p>優先的に焼却処理などを行う必要があり、そのために収集運搬の時点から他の廃棄物と区分して取り扱う必要がある場合には、排出事業者と事前に協議し、合理的かつ実行可能な範囲内でその旨を定めておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染性廃棄物（新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物を含む）は、感染性廃棄物以外の他の廃棄物と区別して保管する。 ● 感染性廃棄物（新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物を含む）であることが当該廃棄物を取り扱う感染性廃棄物処理業者に分かるよう目安となるマーク等を表示する。 <p>など。</p>
<p>5.1 委託契約 適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報 エ その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項</p>	<p>安全・確実・迅速に取り扱うため、また中間処理施設において優先的に焼却処理などをするために、必要な情報については、排出事業者と事前に協議し「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（環境省）」を用いて伝達する。</p> <p>「感染性廃棄物版データシート」（連合会提案）も参考とする。 https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/standards/</p>

1.2 軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物を取り扱う場合

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しない。このため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではないが、その処理に際しては、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員において感染防止対策が適切に講じられる必要がある。
- 例えば、廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、排出事業者等と事前に協議し、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物に準じた取扱いをする等が考えられる。取扱いに際しては、合理的かつ実行可能な方法とすることが大事である。

1.3 新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種会場から排出される廃棄物を取り扱う場合

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の廃棄物は感染性廃棄物に該当することが考えられる。（感染性廃棄物の判断基準については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）参照すること。）
- ワクチンの接種は、既存の医療機関以外の会場においても実施されるが、注射針等の鋭利な廃棄物については、特に感染性の危険が高いと判断されるため、下表のように取り扱うこと。

発生場所等	取り扱い 等
病院等の医療関係機関等	● 通常時と同様に感染性廃棄物として取り扱う。
市町村が確保した会場（巡回健診）	● 市町村が確保した会場を廃棄物処理法上の診療所に相当する場所とみなすこと等によって感染性廃棄物として処理する。
居宅等（既存の医療機関による訪問診療）	● 医療機関等により回収され、医療機関等から排出されること等によって感染性廃棄物として処理する。

- 感染性廃棄物を取り扱う場合は、4.1 において示されている内容に留意して処理をすることとするが、特に注射針等の鋭利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器を用いること。
- 廃棄物容器内の感染性廃棄物量が少量の状態でもやみに密閉され、排出される廃棄物容器の数を増加させ処理の逼迫を引き起こすおそれがある場合には、適当な大きさの容器を選択することや、ワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないこと。